

同志社大学政法会役員の退任に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 政法会役員退任に関する規程（以下、本規程という。）は、役員退任の事由、役職者別退任日及び退任手続等について定める。

(退任の事由)

第2条 退任の事由は、任期満了による退任、辞任、解任及び死亡（失踪を含む。）とする。

(役員)

第3条 本規程に定める役員とは、会則第11条に定める者（会長・副会長・常務委員・委員・監事・顧問）をいう。

第2章 任期満了による退任

(定義)

第4条 任期満了による退任とは、役員としての任期を満了して重任されない場合をいう。

(退任手続と退任日)

第5条 任期満了による役員退任手続と役職別の退任日は、以下のとおりとする。

- (1) 会長 本人からの所定の辞退届提出による立候補辞退の意思表示後、最初に到達する委員任期満了日
- (2) 副会長 本人からの所定の辞退届提出による重任辞退の意思表示後、最初に到達する委員任期満了日

- (3)常務委員 本人からの所定の辞退届提出による重任辞退の意思表示後、最初に到達する委員任期満了日
- (4)委員 本人からの所定の辞退届提出による立候補辞退の意思表示後、最初に到達する委員任期満了日
- (5)監事 本人からの書面による立候補辞退の意思表示後、最初に到達する任期満了日
- (6)顧問 本人からの書面による重任辞退の意思表示後、最初に到達する任期満了日

2 前項第1号から第5号に定める任期満了日は、定時総会開催日とする。第6号に定める任期満了日は、委嘱された日から2年以内の最終の常務委員会開催日までとする。

3 第1項第4号に定める委員で、2年以上音信不通の者については、直近の総会開催日をもって任期満了による退任とみなすものとする。

第3章 辞任

(定義)

第6条 辞任による退任とは、やむを得ない理由による役員本人又は家族からの届出により任期満了前に役員の職を辞することをいう。

(退任手続と退任日)

第7条 役員の辞任手続と役職別の退任日は、以下のとおりとする。

- (1)会長 本人又は家族からの常務委員会宛届出に基づき、常務委員会の承認を経て総会で承認された日
- (2)副会長 本人又は家族からの会長宛届出に基づき、正副会長会議の承認を経て常務委員会で会長が報告した日
- (3)常務委員 本人又は家族からの会長宛届出に基づき、正副会長会議の承認を経て常務委員会で会長が報告した日

- (4)委員 本人又は家族からの会長宛届出に基づき、正副会長会議の承認を経て常務委員会で会長が報告した日（後日総会で報告するものとする。）
- (5)監事 本人又は家族からの会長宛届出に基づき、正副会長会議の承認を経て常務委員会で会長が報告した日（後日総会で報告するものとする。）
- (6)顧問 本人又は家族からの会長宛届出に基づき、正副会長会議の承認を経て常務委員会で会長が報告した日

2 前項第1号に該当する場合は、常務委員会の承認後直ちに副会長（第一順位者）が会長の代行をするとともに、速やかに会長選任手続を進めなければならない。

3 第1項第1号から第3号に定める役職者が辞任した場合には、委員の役職を失うものではない。ただし、会長等が顧問に選任された場合には、委員の役職を失うものとする。

4 第1項各号に定める届出は、本会所定の様式（別紙辞任届）を使用するものとする。

第4章 解任

（定義）

第8条 解任とは、役員本人が本会の役員として相応しくない行為をすることにより本会の名誉又は信用を著しく毀損した場合に、その任期中であっても、所定の手続を経て任を解くことをいう。

第9条 役員解任手続と役職別の退任日は、以下のとおりとする。

- (1)会長 総務委員会による事実調査と確認に基づき、常務委員会の承認を経て総会で承認された日
- (2)副会長 総務委員会による事実調査と確認に基づき、正副会長会議で承

認された日（後日速やかに会長から常務委員会に報告するものとする。）

(3)常務委員 総務委員会による事実調査と確認に基づき、正副会長会議で承認された日（後日速やかに会長から常務委員会に報告するものとする。）

(4)委員 総務委員会による事実調査と確認に基づき、常務委員会の承認を得た日（後日総会で報告するものとする）

(5)監事 総務委員会による事実調査と確認に基づき、常務委員会の承認を得た日（後日総会で報告するものとする）

(6)顧問 総務委員会による事実調査と確認に基づき、常務委員会の承認を得た日

2 前項第1号に該当する場合は、常務委員会の承認後直ちに副会長（第一順位者）が会長の代行をするとともに、速やかに会長選任手続を進めなければならない。

3 解任の対象となる可能性のある役員は、第1項第1号から第3号の議決に加わることができない。

4 第1項第1号から第3号に定める役職者が解任された場合には、委員の役職も失うものとする。

第5章 死亡又は失踪による退任

(定義)

第10条 死亡又は失踪による退任とは、遺族、役員及び会員からの死亡の届出又は失踪の届出により任期満了前に退任することをいう。

(退任手続と退任日)

第11条 役員の退任手続と役職別の退任日は、以下のとおりとする。

(1)会長 遺族・会員・役員等からの常務委員会宛死亡届記載の死亡日

又は失踪届出日（死亡の場合のみ、後日速やかに副会長《第一順位》から常務委員会及び総会で報告するものとする。）

(2)副会長 遺族・会員・役員等からの会長宛死亡届記載の死亡日又は失踪届出日（死亡の場合のみ、後日速やかに会長から常務委員会及び総会で報告するものとする。）

(3)常務委員 遺族・会員・役員等からの会長宛死亡届記載の死亡日又は失踪届出日（死亡の場合のみ、後日速やかに会長から常務委員会及び総会で報告するものとする。）

(4)委 員 遺族・会員・役員等からの会長宛死亡届記載の死亡日又は失踪届出日（死亡の場合のみ、後日速やかに会長から常務委員会及び総会で報告するものとする。）

(5)監 事 遺族・会員・役員等からの会長宛死亡届記載の死亡日又は失踪届出日（死亡の場合のみ、後日速やかに会長から常務委員会及び総会で報告するものとする。）

(6)顧 問 遺族・会員・役員等からの会長宛死亡届記載の死亡日又は失踪届出日（死亡の場合のみ、後日速やかに会長から常務委員会で報告するものとする。）

2 前項第1号に該当する場合は、常務委員会での報告の後、直ちに副会長（第一順位者）が会長の代行をするとともに、速やかに会長選任手続を進めなければならない。

3 第1項第1号から第3号に該当する場合には、委員も同時に退任するものとする。

4 第1項各号に定める死亡届及び失踪届の様式は、任意とする。なお、失踪の届出は、遺族等の家庭裁判所宛失踪宣告申立に先立つことができる。

第6章 その他

(準用)

第12条 本規程に定めのない事項又は疑義のある事項については、民法の委任に関する規定を準用する。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、常務委員会において決する。

附則 本規程は、2021年12月19日から施行する。

本規程の改正は、2024年3月9日から施行する。

辞 任 届

年 月 日

同志社大学政法会会長 殿

私儀、今般、(*1)により、(*2)の
職を辞任いたします。

現職名

氏 名

《押印省略》

<注 記>

*1 理由を記載してください。

*2 辞任の対象となる政法会における職名を記載してください。なお、副会長や常務委員の職は
辞するが、委員として残る場合などは、その旨追記して下さい。